

(学生の皆さんへ) インフルエンザ等の感染症※の診断を受けたときは

学 生

医療機関で感染症の診断を受けた

学校保健安全法に指定されている感染症※にかかった、又はかかった疑い・恐れがあると医師に診断された場合、学校保健安全法に基づき、授業へは出席停止になります(出席してはいけません)。

※ 感染症の種類・出席停止期間は、次ページの表を見てください。

- ① できる限り速やかに、
- ・クラス担当教員、アカデミックアドバイザー教員
 - ・各支援課担当係 (天久保: kansen01@nc.a.tsukuba-tech.ac.jp)
(春日: kyoumk@ad.tsukuba-tech.ac.jp)
- へ、電子メール等で連絡してください(直接会いに来ての連絡は避けてください)。

【伝えること】

- ① 学科・学年・氏名
- ② 診断名(感染症の名前)
- ③ 発症日(具合が悪くなり始めた日)
- ④ 最終登校日
- ⑤ 医療機関を受診した日
- ⑥ 受診した医療機関の名前
- ⑦ 授業出席可能日(医師から授業出席可能日を言われていればその日)
- ⑧ 具合が悪くなる前後1週間に参加した課外活動・サークル活動等があるか無いか

インフルエンザの場合は「A型」か「B型」かなど、感染症の名前はできるだけ詳しく伝えてください。

- ② 出席停止を守り、自宅(自室)で治療に専念してください。

- ◆毎日午前中に体温を測り、体温と体調を保健管理センター宛てにメールしてください。
- ◆出席停止期間中の授業については、授業担当教員から課題(レポート)や教材提供などを行い、休んだことが学修上の不利にならないよう配慮しますから、安心してください。

医療機関に「〇月〇日から授業出席して良い」と言われた日から、授業に出席できます。

授業に出席する前に、必ず、

- ③ 事務局教務係へ、以下の2つを提出してください。

(1)「感染症届出書」

※届出書は事務局教務係にあります。また、大学ホームページからもダウンロードできます

(2)医療機関を受診したことが分かる書類(領収書, 診療明細書, お薬手帳などのいずれか)

- ④ 保健管理センターに電子メール等で連絡し、

(天久保: hokekana@ad.tsukuba-tech.ac.jp)
(春日: 029-858-9518)

出席停止を解除として良いか、確認を受けてください。

※別途大学から指示があった場合は、医師の診断書を追加提出してください。

- ⑤ 上記③・④が終わったら、授業に出席してください。

※手洗い・うがい・咳エチケットは続けてください

※感染症の種類 …学校保健安全法で以下の通り定められています。
 これらの感染症にかかったら、医師の指示のもと、出席停止の期間を守って療養に専念してください。

種別	感染症の種類	出席停止の期間	
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），中東呼吸器症候群（MERS），特定鳥インフルエンザ，新型インフルエンザ等感染症，「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定感染症（新型コロナウイルス感染症等）など	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ（第1種に定める特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで	病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、左記の限りでない
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	